

第1章

計画策定にあたって



みんなの、より一層の
健康増進を目指す計
画です

1 計画策定の背景

国は平成12(2000)年度より、国民の健康づくり対策として「健康日本21」を策定し、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目指し、健康を増進し生活習慣病発症を予防するための、一次予防を重視する取り組みを行ってきました。また、平成25(2013)年度からは「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本 21 (第二次))」として、引き続き一次予防に重点を置くとともに、重症化予防を重視した取り組みを推進するため、下記の5つの基本的な方向性を示しています。

1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
2. 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
3. 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
4. 健康を支え、守るための社会環境の整備
5. 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒および歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

また、北海道では国の基本方針を踏まえ「北海道健康増進計画 すこやか北海道 21」を策定し、子どもから高齢者まですべての道民がともに支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、すこやかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に取り組んでいます。

小平町においても、町民の健康づくりを支援していくために、国や道の方針を踏まえ町健康課題に対応した行動計画として、「小平町健康増進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく計画であり、町民の健康増進を図るための基本的な事項を示し、町民の総合的な健康づくり施策を推進するものです。

なお、本計画では、国や北海道の基本的な方針や目標を勘案しつつ、関連する法律及び各種関連計画との整合性を図るものとします。

*健康増進法(平成14年8月2日法律第103号) 抜粋

(都道府県健康増進計画等)

第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

関連する法律及び各種計画

法律	北海道の計画	小平町の計画
健康増進法	北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」	小平町健康増進計画
高齢者の医療の確保に関する法律	北海道医療費適正化計画	小平町国民健康保険特定健康診査等実施計画
次世代育成対策推進法	北の大地☆子ども未来づくり北海道計画(第2次)	小平町子ども・子育て支援事業計画
食育基本法	北海道食育推進計画	小平町食育推進計画
がん対策基本法	北海道がん対策推進計画	小平町健康増進計画
歯科口腔保健の推進に関する法律	北海道歯科保健医療推進計画	小平町健康増進計画
介護保険法	北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画	第6期小平町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

3 計画の期間

本計画の目標年次は、平成39(2027)年度とし、計画の期間は平成30(2018)年度から平成39(2027)年度までの10年間とします。なお、5年を目途に中間評価を行います。

4 計画の策定方法

計画の策定にあたり、健康課題の把握については、主に KDB(国保データベース)システムのデータを活用し、また、子どもの頃の生活習慣の課題の把握については、乳幼児健診の情報や小平町教育委員会の協力を得て学童期などの情報を収集し、データ分析をしました。

また、各関係機関や町民の意見を反映しながら、「小平町保健事業推進員」の懇談会や、「小平町健康づくり推進協議会」にて、協議を頂き策定を目指しました。